

納 期 限

今月の納期限は2月1日(月)です

- ◇市・県民税(4期)
- ◇国民健康保険税(8期)
- ◇後期高齢者医療保険料(7期)
- ◇介護保険料(1月分)

くらしの相談

◇心配ごと相談

時 毎週水曜日
13:00～16:00
場 福祉センター3階
問 御坊市社会福祉協議会
☎0738-22-5490

◇人権相談

時 毎週月曜日～金曜日
8:30～17:15
場 和歌山地方法務局御坊支局
問 全国共通人権相談ダイヤル
☎0570-003-110
※毎週火曜日9時から16時は、
人権擁護委員が常駐しています。

◇御坊・日高常設法律相談所

時 毎週木曜日
13:30～16:00
場 財部会館
問 和歌山弁護士会
☎073-422-5005

※事前予約が必要です。
※30分で5,000円程度の相談料
が必要です。

◇行政相談

時 1月13日(水)
13:00～15:00
場 福祉センター3階
問 防災対策課
☎0738-23-5528

行政相談委員

く ぼ り しゅうじ
久堀 修二 氏
☎0738-23-2229
てらさき すずこ
寺崎 鈴子 氏
☎0738-22-2152

20歳到達時の 国民年金の手続きについて

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等(国民年金第1号被保険者)は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。国民年金第1号被保険者は、毎月、国民年金保険料を納める必要があります。

※厚生年金または共済組合に加入している方を除きます。

保険料を納めることが難しいときは、「免除・納付猶予制度」や「学生納付特例制度」を利用できる場合があります。

20歳になってから、概ね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)」、保険料免除・納付猶予申請書と学生納付特例申請書、返信用封筒が送付されます。また、「年金手帳」については別途送付されます。大切に保管しておいてください。

20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要のため、市役所国保年金課で手続きをしてください。

月額 16,540円
(令和2年度)

◆**付加保険料の納付について**
定額保険料に、付加保険料

月額400円を上乗せして納めることで、将来、受給する老齢基礎年金を増やすことができます。付加保険料の納付は、**申し込んだ月分**からとなります。

付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」です。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納めていた場合の付加年金額は、**200円×40年(40年)＝8000円**となり、2年間でモトが取れます。しかし、国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

国民年金基金についてのお問い合わせは、和歌山県国民年金基金(0120・65・4192)へ直接お願いします。
問 国保年金課 年金係
☎0738・23・5530

～『日高地域消費生活相談窓口』から～

消費生活のトラブルについて、特にご注意いただきたい事例や相談件数の多い事例についてお知らせします。

「見守り」と「気づき」のポイント

消費者トラブルや被害を防ぐためには、家族や周囲の人の協力が欠かせません。

おもな気づきのポイント

- ・見慣れない人が頻繁に出入りしている
- ・宅配便が頻繁に届く
- ・見慣れない商品や段ボール箱が未開封のまま放置されている
- ・電話におびえたり、かかってきた電話に出たがらない
- ・電話が切れなくて困っている
- ・不審な人と出かけるのを見かけた
- ・お金に困っている様子がある 等

気が付いたことがあれば、「何か困っていることはありませんか」など、さりげなく声掛けをし、悪質商法が疑われる場合は、消費生活相談窓口につないでください。周囲の人の「気づき」が消費者トラブルを未然に防ぎ、あるいは被害を最小限に食い止めることに繋がります。

消費者トラブルに遭っていることに気付いていないこともあります。

◇**問い合わせ** 消費者ホットライン ☎(局番なし)188
日高地域消費生活相談窓口(市役所1階) ☎0738-52-5288
受付(平日9時～12時・13時～17時)※土日祝日年末年始は休み

